

# 公認会計士の 職業倫理をいかに育むか

相次ぐ不祥事など、公認会計士による監査の制度に揺らぎが見える。その原因は何か。

職業倫理を涵養するため、いかなる教育が求められるか。LEC東京リーガルマインド大学大学院高度専門職研究科 会計専門職専攻(通称、LEC会計大学院)で教壇に立たれる方々に、座談会形式で忌憚のないご意見をうかがった。

## 不祥事の背景

金井 相次ぐ会計の不祥事や4大監査法人に対する公認会計士・監査審査会の業務改善勧告など、公認会計士の監査をめくり、これまでにない動きが出てきています。事態をどのようにとらえるべきか、また公認会計士の教育をいかにすべきか、本日は皆さんに忌憚のないご意見を賜りたいと思います。まず、最近の状況をどのようにとらえられているか、中地先生からお願いします。

中地 近年、新興市場での新規上場が著しく増え、上場審査や監査の絶対数が急増していましたから、しっかり監査が行われているか懸念していたのですが、カネボウという老舗の監査を担当する大型監査法人が激震に見舞われました。公認会計士が粉飾を幫助したということで、証券取引法違反に問われた。しかも担当したのが大型監査法人だったこともあって大々的に報道されることになったわけです。一言で言えば、公認会計士の監査に対するスタンスがだんだん緩くなっていた時代だったということでしょう。

諸井 過失ではなく、経営者と公認会計士の共謀ということですね。

中地 かつての代表的な粉飾事件、例えば山陽特殊鋼事件<sup>1</sup>などは、社長と経理担当者が公認会計士に隠していた、という事例ですが、カネボウの場合は「上場廃止になる」と泣きつかれ、数年にわたって共謀していた、とされるものです。

諸井 公認会計士がいつ、いかなる環境の下でも独立性を主張することは、そうたやすいことではないかもしれませんが。

中地 監査法人にしても、本来、そのためにつくられたものです。「個人ではなく、グループなら足腰が強くなる。一つや二つ顧客を失っても大丈夫だ」、私たちは、監査法人ができるときにそのような説明を受けたものですが、次第に組織が大きくなると、内部に妙なグループ意識が芽生えるようで、それを「監査法人の大会社病」と指摘する人もいます。

西澤 私は公認会計士ではありませんから、外部の立場からの意見になりますが、一連の事態に大きなショックを受けています。カネボウの事件が起き、中央青山監査法人が危機的な状況に陥った。大変な事態だと思いますが、それでも個人の監査人が不祥事を起こすということはあるにないことではないでしょう。しかし、私にとって、さらに不思議であり、かつ驚きを禁じ得ないのは、4大監査法人がこぞって金融庁から業務改善命令を受けたという事実です。しかも勧告を読みますと、「銀行預金の残高確認をしていない」といった信じ難い初歩的な指摘が並んでいる。なぜかかる事態になったのか。職業倫理については公認会計士法もあり、日本公認会計士協会もよくやっているようです。ところが、大手の監査法人でさえ基本的なことが守られていないとされる。原因は分かりませんが、想像するに、日本の罰則規定の弱さということがあるかもしれない。従来、それに類する問題が起きても、窓口規制で済ませて、法廷で争うということがほとんどなかった。当事者は早々に罪を認めてしゃんしゃんで終わり。監督官庁が業務停止命令を出すこともほとんどない。そのような甘さが影響しているのかもしれない。いずれにせよ、ここで根本から考え直さなければ、大変なことになってしまうのではないかと、そのような不安を強く感じています。

諸井 ただし、洋の東西を問わず、共謀的な会計事件は

1 山陽特殊鋼事件：1965年、大手特殊鋼業メーカーの山陽特殊製鋼株式会社が神戸地裁に会社更生法の適用を申請して事実上倒産し、実質的には赤字だったにもかかわらず約70億円の粉飾決算をしていたことが発覚し、社長ら役員が起訴された事件。



東京大学名誉教授 / 青山学院大学  
名誉教授 / LEC会計大学院教授

## 諸井勝之助 氏

(もろい かつのすけ)

東京大学経済学部卒業。教職として、東京大学経済学部教授、新潟大学経済学部教授、青山学院大学政治経済学部教授を歴任。公職として、公認会計士第2次試験委員、第3次試験委員、公認会計士審査委員会、日本経営財務研究会会長、社団法人企業経営協会会長などを歴任。勲二等瑞宝章受章。現在、LEC東京リーガルマインド大学総合キャリア学部教授、財団法人東京大学経済学振興財団常務理事。



横浜国立大学名誉教授 /  
LEC会計大学院教授

## 若杉明 氏

(わかすぎ あきら)

東京大学大学院社会科学研究所博士課程修了。経済学博士(東京大学)、横浜国立大学経営学部教授、日本会計研究学会評議員、同理事、公認会計士第2次試験委員及び第3次試験委員、税理士試験委員、司法試験審査委員、日本学術会議会員、金融庁企業会計審議会会長等を歴任。



中央大学名誉教授 /  
LEC会計大学院教授

## 檜田信男 氏

(ひだ のぶお)

早稲田大学大学院商学研究科博士課程単位取得。商学博士(早稲田大)。中央大学商学部教授・商学研究科委員長、青森公立大学大学院経営経済学研究科教授・同大学院研究科長、公認会計士第3次試験委員、不動産鑑定士第2次試験委員、大蔵省企業会計審議会臨時委員、日本学術会議会員、日本会計研究学会評議員・監事、日本監査研究学会会長、企業経営協会副会長などを歴任。現在、日本内部監査協会顧問、NPO法人国際会計教育協会顧問。



早稲田大学名誉教授 / 前日本管理  
会計学会長 / LEC会計大学院教授

## 西澤 脩 氏

(にしざわ おさむ)

早稲田大学大学院商学研究科博士後期課程満期退学。早稲田大学商学部教授、公認会計士第2次試験委員、同第3次試験委員、中小企業診断士第1次試験委員、日本学術会議会員・第3部部長、放送大学・税務大学校教官などを歴任。公認会計士第3次試験合格。紫綬褒章、瑞宝中綬章受章。現在、早稲田大学名誉教授、IMAC(米国管理会計人協会)日本支部会長。商学博士。



元日本公認会計士協会会長 /  
監査法人ナカチ会長・代表社員 /  
LEC会計大学院教授

## 中地 宏 氏

(なかち ひろし)

東京大学経済学部経済学科卒業。米国ペンシルバニア大学ウォートン大学院修士課程修了(MBA)。同大学大学院博士課程で国造り経済学を学び、米軍・ドル経済占領下の沖縄へ。占領下で無気力化した学生を刺戟する為、大阪で公認会計士第2次試験に挑戦、合格。大阪で実務修業の後東京へ。そしてアメリカでの修業を経て帰国。監査法人トーマツを経て、監査法人ナカチを設立。教職歴としては、琉球大学文学部経済学科・商学科助教授、白鷗大学経営学部教授、法政大学大学院経営学研究科客員教授、中央大学大学院国際企業関係法研究科客員教授を歴任。公職として、日本公認会計士協会会長、金融庁公認会計士審査委員会、金融再生委員会委員、東京都参与、法務省法制審議会商法部会委員、財務省税制調査会特別委員、法務省法制審議会臨時委員などを歴任。1996年11月黄綬褒章受章、2002年4月勳三等旭日中受章。現在、監査法人ナカチ代表社員、ナカチ経営研究所会長、ナカチ公認会計士研究所会長、日本公認会計士協会相談役。



元日本公認会計士協会常務理事 /  
金井公認会計士事務所代表 /  
LEC会計大学院教授

## 金井 浄 氏

(かない きよし)

東京大学法学部卒業。会社勤務、監査法人勤務を経て開業。日本公認会計士協会電子計算機会計委員会委員長、日本公認会計士協会常務理事、会計検査院高等科研修・警察大学校・税務大学校教官、法とコンピュータ学会理事などを歴任。黄綬褒章受章。現在、金井公認会計士事務所代表、XBRLJapan会長、日本公認会計士協会IT委員会アドバイザー、財団法人日中医学協会監事など。

起きているわけですね。

中地 アメリカでもエンロン事件が起き、2002年に企業改革法ができました。日米、表面的には似たような状況ですが、両国では事情や背景がかなり異なります。アメリカは何もかもルールで縛ろうという国ですが、それでもなおかつ会計士が会社と組んで投資家を騙していた。一方、カ

ネボウのケースは日本的な甘えの構造が影響しているのかもしれませんが、例えば、「適正意見を出さない限り上場維持できない」ということになりましたが、これも公認会計士の監査意見<sup>2</sup>をサポートするためにつくった制度のはずなのに、日本では逆に作用することがある。公認会計士が、上場維持するため何とか適正意見にしようとする

2 監査人が、監査を実施した結果を監査報告書において表明する意見を監査意見という。監査意見は、無限定適正意見、限定付適正意見、不適正意見、意見拒否のいずれかとして表明される。無限定適正意見とは、企業の財政状態等を全ての重要な点において適正に表示していると監査人が判断したときに表明される意見。限定付適正意見は、除外事項の影響

により無限定適正意見を表明することができないが、財務諸表を全体として虚偽の表示にあたるとするほどではないと監査人が判断したときに表明される。財務諸表が企業の財政状態および経営成績を適正に表示していないと監査人が判断した場合は不適正意見を表明するか、意見拒否(意見を差し控えた場合)となる。

るわけです。これは、日本社会が内包する甘えの体質に起因する姿勢かもしれません。振り返れば、わが国で公認会計士監査が始まる時、「本当に日本でできるのか」という意見もあったほどですから。

**檜田** そもそも、日本社会に監査が馴染むのか。そこから考えますと、われわれは「YESの社会」に住んでいるとは言えないでしょうか。諸外国は「NO」を言える社会ですが、日本では例えば会議で質問するだけで「反対している」と受け取られ、ときには排撃されてしまう。そのような社会にあって、公認会計士が担当する企業に「NO」を突き付けるのは大変な勇気がいるはずですが、今回のカネボウの監査人についても擁護する人がいます。実は優秀な公認会計士で、まじめでもあった。運が悪かっただけだ、と。事実、系列を見れば、日本の監査の中枢とも言えるところですよ。優秀な人が就いていたはずなのに、あのようなことになってしまった。その事実を教育の問題に引き寄せれば、いざというとき、「NO」を言えるように教育してきたのか、それを問い直さなければならない。われわれは、「YESの社会」にあって「NO」を言うための教育ということを考えなければならないのではないのでしょうか。

## ノウハウと精神

**金井** 日本社会の特質という問題提起がありました。日本ならではの監査というものを求めるべきなのでしょうか。檜田先生はどのようにお考えですか。

**檜田** 監査制度に限りませんが、西洋社会の法律や制度を導入するとき、いかに入れるかについて自分たちで本当に議論を尽くしてきたのか。ただ西洋の真似をしてきただけ、横の文字を縦にしてくただけではないか、そのような疑念があります。例えば公認会計士・監査審査会の報告書に「欧米のマニュアルを導入して監査法人は適切な管理を行っていた<sup>3</sup>」とあります。果たしてそのような発想のままでよいのか。欧米のマニュアルは欧米社会でのマニュアルです。日本社会におけるマニュアルの構築にもっと力を注いでよいのではないのでしょうか。

**若杉** 会計や監査と近代的工業技術とを比較してみますと、同じように外国から導入したのですが、工業技術の場合、技術と精神が結びついていないといった問題は

見受けられません。うまく調和している。例えば輸出用ラジオは相手国の気象条件に合わせてつくります。砂漠の国に輸出するときは、砂が入り込まないように、完全密閉の構造にするため綿密に設計する。消費者の有用性を重視しているためです。

**金井** 工業技術が成熟しているのは、競争原理が働くためでしょう。日本の監査には真のマーケットというものがない。例えば、内容のある監査をするから、そこに頼む、という競争的環境が整っていません。

**若杉** 問題は精神的な面にあるように思います。日本の近代監査制度は輸入されたものです。戦後、証券取引法、公認会計士制度、会計基準、監査基準、そういったものを用意して始まった。いきなり完全な監査はできませんので、最初は監査対象の勘定科目なども限定されていましたが、徐々に拡充し、相当の歳月をかけ、現代的な監査として完成させてきた。しかし制度はできたが、監査に対する必要性や認識、企業や監査担当の公認会計士の意識の方はどうか。よく指摘されるところですが、企業の経営者の中には、高い監査料を払い、内実をさらけ出して監査を受け、それを公開することに対し、「何とも納得しかねる」という感覚の持ち主が未だに少なくないのです。欧米の監査は、言うなればジェントルマンシップを前提にするものです。つまり、自分が行った決算、それを取りまとめた財務諸表には絶対に不正やごまかしを含まないということ、独立した第三者に検証してもらおう。それに対して相応の報酬を支払う。そのような考え方で出来上がった欧米の監査であるのに、日本では未だにそこが理解されていないというか、ぐずついている。監査を受ける側も、監査をする側も、本当に近代的な監査の精神、機能を理解していたか、改めてそこから反省すべきではないのでしょうか。

**金井** 日本が近代化するとき、結局、西洋の近代化の上澄みをすくってきたわけです。つまり、ノウハウでやってきた。公認会計士制度も産業界もそうです。そのノウハウの駆使が実にうまく行き、世界第2位の経済大国になった。今こそ、ノウハウを生み出した精神に立ち返らなければならない段階に来ていると私も思います。公認会計士制度が始まって60年経つわけで、日本版の企業改革法、いわゆる日本版SOX法<sup>4</sup>についても、日本人の言葉で、日本人の思想や文化を踏まえてつくることが、そろそろ真

3 公認会計士・監査審査会「4大監査法人の監査の品質管理について」(http://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20060630.pdf)3頁、「監査の品質管理については各法人とも重要課題として業務管理本部等を設けて、また、海外提携先の監査マニュアルに準拠した監査マニュアルを用いて、品質管理の確保及び監査の質の向上に努めている。」

4 日本版SOX法：アメリカの企業改革法に倣い、会計監査制度の充実と企業の内部統制強化を求めた日本の法律で、証券取引法の抜本改正である金融商品取引法がこれに当たる。

剣に考えるべき時なのかもしれません。少なくとも明治時代には「和魂洋才」と言ったわけです。西洋のノウハウを取り入れるが、日本の精神を守る、と。ところが第2次世界大戦後、日本的な精神を全面的に否定するようなことになり、精神をないがしろにして、「とにかくノウハウでいけばよい」となった。テクニックだけで語られるため、監査の議論も底が浅くなりがちです。例えば私が「職業倫理」と口にすると、公認会計士の多くの方は、



人生訓とか処世訓というレベルでしかとらえていないように思われます。担当する企業に問題があるとき、どうするか。検察のように追及すればよいというものではなく、財務諸表の公正性を維持するために、経営陣を説得し、非があれば指摘し、襟を正すよう感化しなければならないのに、どうもそのような精神の力に欠けるのではないかと。

**檜田** 近代的な会計制度や監査制度のベースはアカウンタビリティです。これは、自分自身が自分の行動について説明するという考え方であり、自由主義と個人主義が成立した社会を前提とするものです。かつての日本にも報告義務はありました。戦時中の軍需工場には報告義務が課せられていて、軍部の会計監督官が報告を受領して検討していた。しかし、そのような報告義務とアカウンタビリティとは別種のもので、軍部の報告義務は、上から押さえ付け、納得しているか否かに関係なく「とにかくやれ」と強制するものですが、それに対してアカウンタビリティは主体的な弁明です。戦時中、自由主義、個人主義という「敵国思想」と糾弾された。戦後、企業会計原則が制定され、監査基準がつくられましたが、外国のうわもの、いわば結果だけを持ってきて、精神の面はないがしろにされてきたということなのでしょう。

**諸井** 日本社会は、まだ契約の意識が弱い。そういうことも関係があるのでしょうか。

**檜田** 私は、関係があると見ています。しかも、今の小学生には、個人主義と自由主義が浸透しているようです。大人が何か命じて、「なぜ」と聞き返してくる。私たちの世代は、一般に、目上の人物に命じられれば目的をたずねることもなく、すぐ身体が動くくらいがあります。そこが

大きく異なります。今の子どもたちは、われわれと同じ言葉を使い、顔は日本人だけれど、頭の中の構造は全く違うのではないかと、人間として基本的なところから異なっているのではないかと、そのような印象を受けます。日本人としていかなるものか、という意見もあるでしょうが、それを進歩ととらえれば、より国際的になってきているとも言えるので、私は今こそ「会計思想」という言葉を使いたいと思いますが、そのような若者たちに、基本的な考え方についてしっかりとした教育を施せば、大きな変化を起こせるのではないかと思います。

## 最初の「YES」

**金井** いかにか経済のグローバル化が進んだとしても、その国の国情や風土を反映した企業法制が求められると思います。しかしその一方で、会計基準の国際的な統合が進められています。そのあたりの事情について、中地先生からご説明いただきたいと思います。

**中地** ルールとしては、日本は会計基準の国際的な統合を進めています。企業会計基準の設定主体を政府の審議会から民間の組織に移し<sup>5</sup>、欧米との間で同等基準論の議論をしています。遠からず国際会計基準は収斂されていくでしょうが、肝心なのは、日本の公認会計士が担保力を備えた監査をしなければならないということであり、舞台となる日本の証券取引所の充実です。同じ日本企業の監査証明でも、東京証券取引所（以下、東証）とニューヨーク証券取引所では集められる金額が違います。私は、東証の関係者に「もっと市場規模を大きくしてほしい。ア

5 戦後、アメリカの制度を模範に「企業会計原則」が導入されたが、その設定主体は大蔵省（当時）の企業会計審議会であった。そのような経緯から、日本においてはそれ以後官主導で企業会計基準がつくられてきたと言えるが、経済のグローバル化への対応のため民間の会計基準設定機関の創設が強く求められるようになり、2001年7月財務会計基準機構財団が

設立された。現在はその中核組織である企業会計基準委員会（ASBJ）が民間の会計基準設定主体として位置付けられている。

ジアのファイナンスをすべて東京に持ってくるくらいのことを考えてほしい」といつも言っています。中国などアジアの会社も日本の公認会計士が監査し、東証に上場する。そうすれば、英語で書こうが、日本語で書こうが、調べるのが日本人だろうが、アメリカ人だろうが同じということになり、実質的なかたちでスタンダードが統合されます。

金井 海外での経験の豊富な中地先生は、そのような視点から現在の日本の会計不祥事をどのようにご覧になりますか。

中地 私は、公認会計士の監査を金融の一部ととらえています。「市場の番人」たる公認会計士は、一体何をやる職業なのか。突き詰めれば、金融のヘルプではないでしょうか。公認会計士は監査証明を出す。あれは紙切れですが、担保力があるわけです。不動産がなくても公認会計士の監査証明で融資を受けられる。アメリカの監査証明はファイナンスに役立つからこそ、公認会計士は命をかけて交渉に当たるわけです。

檜田 1906年、アメリカで全米銀行協会の年次大会があり、「会社が提出する決算書に会計士の監査証明が添付されている場合、手形の割引を優先的に扱いましょう」ということを謳い、以降、貸借対照表監査<sup>6</sup>の全盛期になります。アメリカではそのような状況が1890年代から到来しているのですが、日本はそのような時期を経過していません。信用監査を経験せず、戦後、すぐ財務諸表監査になり、近年は、零細大衆投資者をいかに保護するか、という監査に入ってきました。



中地 つまり、日本の公認会計士の世界は、集める金が円かドルかで二つに分かれたということです。円の場合、銀行に頭を下げれば融資を受けられた。しかし、ドルの場合は簡単ではありません。私は1960年代に外債にかかわりましたが、アメリカ人に使われながら、金を借りるための監査の厳しさを味わいました。SEC(21頁・註2参照)に呼び付けられて、説明を求められた監査担当の公認会計士もいます。そのような経験の有無で監査に対する姿勢は変わるはずですが、日本の金融の歴史をたどってみると、かつての間接金融中心の時代には、「大蔵省が銀行をコントロールしていれば、日本経済は大丈夫だ」とされ、また不動産が担保になるということから証券取引所や公認会計士の監査証明が軽視される傾向がありました。やがて、海外でのファイナンスの方法は直接金融市場に移る。そしてグローバル化が進み、日本も直接金融の比重が高まり、新興企業が取引所にどんどん上場する時代になった。その中で資本市場のコントロールのためのレギュレーションの整備が追いつかない。あるいは緩くなる。中にはその裏をかこうとする経営者が出てくるし、インサイダー取引に類するような行為が横行する。こうなると公認会計士のあり方以前の問題です。

若杉 最近の会計不正にご指摘の背景があることは全く同感ですが、同時に日本社会が本来持つ特質としての、ゲマインシャフト<sup>7</sup>的な感覚の強さということも影響しているように思われるのです。近代監査はゲゼルシャフト<sup>8</sup>が前提です。でなければ、そこから出てきた結果に信頼が置けません。ところがひんぱんに起こる監査人の粉飾加担などを見ると、被監査会社も監査人も同じ日本社会で同じように生きていく仲間といった感覚が強かったのではないかと考えられるのです。これがゲゼルシャフト的な社会であれば、あくまでも経済的な行為として契約を結び、緊張感のある監査をしていたのではないかと。粉飾の加担は大変深刻な結果をもたらします。倒産するだけでなく犯罪でないにせよ、粉飾は証取法や会社法の違反であり、監査人も裁かれる。にもかかわらず、馴れ合い<sup>9</sup>というか、義理や人情といったものに足をすくわれてしまう。言い換えれば、リスクマネジメントがなっていない。

中地 馴れ合いが過ぎた、ということですね。

檜田 日本の場合、会計処理の手法にも馴れ合いがあ

6 貸借対照表監査：事実と記録の突き合せを中心とする監査の手法で、企業の信用能力の証明を目的とする信用監査として20世紀初頭のアメリカで発展した。その後、アメリカの監査は、会計基準と会計処理の照合を行う現代的な財務諸表監査へと変化していく。

7 ゲマインシャフト[Gemeinschaft]：共同社会。家族や地域社会など、人間が地域や血縁、あるいは精神的な結び付きなどによって形成した集団をいう。

りました。かつて商法で、時価または原価いずれか低い方を採用する、時価が原価から著しく下落した場合、時価とする、という規定がありました。ところがそれを守っている会社がほとんどない。みんなでやれば怖くない。そのような発想が多分にあったのでしょう。そして伝統的に日本の監査は批判的でなく、指導的でした。公認会計士は高い会計的知識を持ち、会社をいかに指導するか、という立場からものを見ていた。間接金融中心の頃、それが現在まで尾を引いているのだとすれば、公認会計士は、誤った、過度な親切心を起こしたと言えるのかもしれない。しかし本来の公認会計士は、監視の機能に照らして峻別すべきを峻別しなければならない立場です。そのサービスはパブリックサービスです。パブリックサービスを自らのペンで書くことができるのであり、書いているときは公権力を行使しているということを忘れてはなりません。不適正であるにもかかわらず、「YES」とする態度は、パブリックサービスを私物化する行為です。

中地 実務的に言えば、最初が肝心なのでしょう。経営者が泣きついてくる。「10億円くらいいいではないですか。来年は取り返します。上場廃止は困る。社員が路頭に迷う。」と迫られ、しぶしぶ適正意見を出す。その、最初の「YES」がいけない。そのような会社はだんだん赤字が増えるのだ、ということを見越していない。結局、赤字が膨れ上がり、抜き差しならないことになる。不適正なら不適正とはっきりさせればよい。

西澤 ひとたび「YES」と言った時点から共犯関係になりますから、次の年からはいっそう「NO」と言いにくくなりますね。なんでも初めが肝心です。最初の時点で、ことの重大さを認識し、情にとらわれず法に照らして決断すること、これが公認会計士として最も重要な独立性と言えます。

金井 肝心なのはその最初のハードルをいかに乗り越えるか、です。職業倫理を単なる人生訓、処世訓程度にしか思っていないければ、とても対抗し得ないでしょう。フィロソフィのレベルできちんとしたものを持っていないければ、説得し切れなはずです。

檜田 新聞報道ですが、ライブドアの粉飾に関わった公認会計士が、法廷で証人に立ち、「特定の事実があり不適正にせざるを得ないと思ったが、会社から訴えられたらどうしよう」と思い、黙って呑んだ」と言うのです。

中地 その時点で彼は自分が市場の番人たる公認会計士であることを忘れてしまったということです。またアメリカであれば、監査証明をあてにして株を買った人が訴訟を起こすことは当たり前ですし、それに関連して会社が損失を被れば、それも監査法人にはね返ってくる。アメリカでは、会計事務所には金がある、訴訟を起こせば金がとれる、ということになり、集団訴訟<sup>9</sup>が採られることもある。今後、日本がアメリカのような事後チェック型社会に近づいていくとすれば、従来の監査のコモンセンスを超えます。

## 5万人体制への壁

金井 皆さんからいろいろ重要なお指摘がありました。それらを踏まえ、公認会計士の育成をいかにしていくべきか、お一人ずつご意見をうかがいたいと思います。

西澤 私は、長い間公認会計士の育成にかかわってきましたが、学生には、標語的に若者へのエールとして「目指せCPA」と呼びかけ、三つのことを言っています。

一つ目は「会計士に青春をかけよ」です。世間一般に公認会計士は高収入というイメージがあるかもしれませんが、監査法人に入れば、給料は決まっている。巨万の富が入るわけでもない。戦後、日本に公認会計士が導入された当時、先輩の先生から「日本にも公認会計士の制度ができる。アメリカでは、公認会計士になれば、外交官、弁護士と並んで税関もフリーパスだ」と言われましたが、ついぞそのような特典もなかった。それでも、公認会計士という仕事には青春をかけるだけの価値がある。青春とは単に年が若いことではなく、命がけになれるくらい打ち込めることがあるということです。受験生も合格するか否かより、一つの目標に向かって悔いのない青春を送ってほしいのです。ある時期、命をかけて打ち込んだという自信は、将来必ず大きな財産になりますから、公認会計士という目標を定め、全力を投入していただきたい。

二つ目は「会計士になって正義の実現を」です。金銭でなく、社会正義のためこの仕事をやってみよう、と生涯の目標を打ち立ててはどうか。それくらいの気概を持ってもらわなければならないと思います。

三つ目は「監査以外の仕事でも活躍」です。金融庁の公認会計士制度部会の答申で、平成20年までに公認会

8 ゲゼルシャフト[ Gesellschaft ]: 利益社会。都市や国家、あるいは会社や組合など、人間が特定の目的や利益のために意図的に形成した集団をいう。

9 集団訴訟手続(クラスアクション): アメリカにおける民事訴訟の一種。日本では制度化されていない。ある特定の被告に対して同じまたは類似した状況に置かれる個人または団体が、個々に訴訟手続きをしなくても、その代表者が訴訟を起こすことができる制度。

計士5万人体制にしよう、という構想が示されましたが、それに近づけば、全員が上場会社の監査をするわけにはいきません。また、その必要もないでしょう。もちろんマネジメントサービスを専門にする人がいてもよいし、今後、活動領域はさらに広がっていくことでしょう。政府機関に入り知識を生かす、大学教授になる、会社で経理部長となる。幅広い分野で活躍してもらいたいと思いますが、一つ大きな壁があります。日本の公認会計士登録は開業登録制で、兼業禁止の規定に抵触してしまいます。その結果、せっかく試験に合格しても、公認会計士として他の仕事に就くことができないということです。たとえ公認会計士協会に登録申請書を出しても、開業しないと、準会員として登録することはできても、「公認会計士」の名称を使うことができません。アメリカのような資格登録にすれば、その問題が解消されます。アメリカの会計学教師は、ほとんど「Prof., Ph.D. and C.P.A.」です。兼業禁止という壁を早急に撤去するため、開業登録制を資格登録制に改正していただきたい。会計士5万人体制を実現するため、この場をお借りして、そのことを強く訴えたいと思います。

若杉 諸外国では、会計士の資格を取った人は、監査法人だけでなく民間企業や銀行、役所、学校、その他、社会に広く散らばって、活躍している。それが会計士の知名度、認知度を高めることに貢献しています。日本で会計士5万人体制という目標が掲げられたのも、そのような社会を想定してのことだと思います。ただ、今は過渡期です。合格者が急増すれば、監査法人に入れない人も出てくるでしょう。一方、会社や銀行は有資格者を遇し、活かすことにまだ慣れていない。そのために会計士資格をもって監査法人以外の組織に入る人たちは不安かもしれませんが、いずれ申し上げたような状況が生まれてくるはずですが、それが会計士制度の発展、そして会計に対する世間一般の認識を高めていくことになるのです。

職業倫理の教育については、当然、会計大学院でも力を入れるべきです。その場合、学生は抽象的、概念的な講義だけでは興味が湧かないかもしれません。そこで具体的な事例を通じて教えることが有効ではないでしょうか。過去の不正経理その他の不祥事の実例を挙げて、「この会社とこの監査人はこのような状況の下で、このようなかたちで処分された。倫理にもとる行為の結果、どう

なったか」など、概念教育と並行してケーススタディ方式で教えれば、かなり効果が上がるのではないかと考えています。そのとき中心になる科目として、コーポレート・クライム(企業犯罪)論があげられます。私は30年ほど前からこの問題に関心を持ち、文部省(当時)の科学研究費を受けて調べたことがあり、最近もそれに関する論文を書いています。粉飾決算などの不祥事は被監査会社と監査人が一体になって起こすことが多いですから、監査人になりたい人だけでなく、資格を取って企業などで活躍したい人にもコーポレート・クライム論の教育を施せば、より効果が上がるでしょう。しかもできるだけ早い段階から教えるのが効果的ではないかと思えます。

## 監査論による人格形成

金井 諸井先生はいかがでしょうか。

諸井 今から15年ほど前のことですが、公認会計士法の改正がありまして、その原案ができたとき、大蔵省証券局企業財務課長と2人で、新聞記者のインタビューに応じたことがあります。そのとき感じたのは、新聞記者が公認会計士制度について案外無知だ、ということでした。かなり基本的なことまで説明しなければならぬ。もっと勉強してもらわなければ困る、という感想を持ちました。さらにさかのぼれば、私が会計学を学び始めたのは戦後すぐのことでしたが、これは東京大学という大学の特殊性もあるのでしょうか、当時、会計学をやる人はほとんどいませんでした。それどころか「会計学や経営学というのは学問なのか」という人が多かった。私からすれば、経済史や経営史を研究するなら、バランスシートが読めなければ資料を扱えないのではないかと、思うのですが、そのような研究者が平気な顔で「会計は知りません」と言う。会計など知らなくても恥ではない、そのような雰囲気があり、会計学という単なる簿記の延長のように見られていた。時を経て、そのようなところが変わってきたのは大いなる進歩だと思っています。不祥事にしても、大きく新聞記事になるのは悪いことばかりではありません。社会的な重大事とみなされているということでもあるのですから。大切なのは、事件を教訓としてうまくやっていくことです。私は、弁護士と肩を並べるくらい公認会計士の社会的地位

が上がりなければいけない、と思っていたのですが、それに近付いてきたのは大変良いことだと思います。ただ、まだ足りない。会計や監査の制度をきちんとしていくためには、公認会計士以外の人も会計についてもっと勉強してほしい。とりわけ、制度をつくる官庁の方や企業の経営トップには、会計を理解する方になっていただきたい。公認会計士の苦勞がどのようなところにあるか、そのような方々によく分かっていただきたいのです。公認会計士の資格者が、社会の責任ある地位に就く時代になっていくことを大いに期待しています。

中地 皆さんが既に大切なところを指摘されましたが、私からは現場の大切さということを若い方々に訴えたいと思います。期間はそれほど長くなくても、できれば若いうちに一度は会計監査の仕事を経験していただきたいのです。日本の監査の現場では、短時間で資料に目を通し、正しく処理できなければ仕事になりません。私は、監査の基本は集中力と判断力にあると思っていますが、現場でこそそれが身に付きます。その後、会社の帳簿をつくる立場になったとしても、会計監査で訓練されていれば、借方、貸方を見る前に、そのように仕分けされたもとの経済取引はどこにあるのかつかめます。経済実態なしに仕分けは起こりません。仕分けからやるのは簿記であり、会計監査人は簿記の前の実態を把握する。私はそのような違いがあると考えています。

それから、公認会計士という仕事が儲かるか儲からないか、ということですが、私は若い会計士補と話すとき、「帳簿付けができるから、家族を食わせる分くらいの収入は確保できる。試験に合格したからと言って有頂天になって、すぐ金持ちになるとしたら大間違いだ。その代わり会計士は経験を積むうち、社会を読み取り、明日を読める人間になっていく。だからふわふわした金はねらうな」と言うようにしています。

檜田 いかなる制度も、動かすのは人間です。そして、結果は人間の人格がつくるものです。そこが手薄になるようなら、いかなる制度を整備しようとも、不祥事は防げない。より大切なのは確固とした信念を保持する人間をつくっていくことではないか、そのように感じます。これまで、監査人の心のあり方についてはいろいろ言及され、また研究もなされてきましたが、果たして十分であったのか。十分で



あったとすれば、なぜ私たちが教えてきた卒業生たちの間からこのような事件が起きるのか。今はそのことを反省し、自戒を含め、人間教育の面を深めていかなければならないと思っています。単に知識を詰め込み、試験に合格すればよいというのではなく、自らの信念に従って自らを処する。そのような心構えを強く持つ人間を養成する。いわば、監査論を通じていかに人間性を高めるか、そのことを考えなければならないのではないのでしょうか。そして、その可能性は十分あるはずで、自分の生き方として筋を通せる職業というのは、そうはないはずですから。

金井 公認会計士はうまい商売ではないかもしれませんが、しかし、確かに言えるのは、やり甲斐のある仕事だということです。この仕事には金に換えられない価値があります。学校で教える哲学は、横文字を縦文字にしたものにすぎないものも見受けられますが、哲学の一分野である倫理学の基礎となる倫理とは内的規範、内発的規範です。今の若い世代は家庭教育で必ずしもそれを身に付けていないかもしれない。学校教育でもないがしろにされています。監査論は、そのような若者たちが内的規範力を備える起動力となり得るのではないか。私は、『凡人』が公認会計士という仕事を通して『非凡人』になる。その基礎としての『職業倫理』というテーゼをもって教育に当たっていきたいと思います。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。 [h-bunka@lec-jp.com](mailto:h-bunka@lec-jp.com)